

平成19年度 国立大学法人 横浜国立大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 教養教育の成果に関する具体的目標の設定

平成19年度から大学教育総合センターの新体制を中心に、各学部との連携を一層強化しつつ、カリキュラムの改革・評価・改善サイクルの検討・実施・整備を継続する。さらにキャリア教育の新しいあり方について検討していく。

1. 平成18年度から改善された教養教育基礎科目、現代科目の区分に合わせて、科目を再編・実施するとともに、平成17年度以前の入学者に対して必要な教養教育授業科目を配慮していく。
2. 専門教育への導入・橋渡しとなる授業科目の一層の充実を図る。
3. 「英語実習2」を新たに開講するなど、平成18年度から実施された新たな英語授業の一層の充実を図るとともに、留学生に対する新たな授業や広報活動等の評価を行う。
4. 国際理解教育を充実させるため、学外の機関、学校との連携を強化し、本学留学生の活用・参加を促進する。国際交流科目の卒業単位としての認定の働きかけや、留学生の新入生の日本語力に応じた日本語教育の提供などを行う。
5. GPAと授業評価の解析及びFDの推進により、授業改革案を検討する。
6. 時限で設置した大学教育総合センターの存続を決定し、教養教育の実施体制を強化する。

② 専門教育の成果に関する具体的目標の設定

各学部等の教育目的に照らして、より効果的な内容のカリキュラム・授業等の検討を行い、順次実施する。

1. 実践的な問題解決能力を向上させるため、学生参加型授業、地域連携による学習活動の活性化及び連携を深める。
2. 教室外での予習復習を充実するなどして、履修単位の上限設定を実質化する。
3. GPA制度を用いて成績評価の客観化を図り、学生自身が成績を自己評価できるようにして、教育指導に有効活用する。
4. 授業評価とGPAとの相関の解析に基づき、授業改善策を提示する。特に「授業改善計画書」の有効性等について検討する。
5. 多様化する教育形態、学習世代の拡大、IT技術の普及等に関して本学の現状と社会の動向を把握し、さらなる変革の方向性を検討する。
6. 一定の基準をもとに学部間等の転属をより柔軟に行えるシステム、複数学部の卒業資格を必要な期間内で得られる教育プログラムを検討する。
7. 学部横断型の教育コース（地域交流科目）を充実するため、地域実践教育研究センターを設置する。

2) 大学院課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

博士課程（前期）、博士課程（後期）、専門職学位課程の各課程において、教育の改善に向けた具体的方策を検討し、実施する。

1. すでにGPAを導入した課程等はその一層の充実を図るとともに、まだ導入していない課程等においても導入に向けた具体的な作業等を行う。
2. 単位互換制度の拡大と充実を図る。
3. 「再チャレンジ支援プログラム」を積極的に導入し、社会人教育等、生涯学習支援を推進・充実させる。
4. 教職大学院の設置に関する検討を行うとともに、工学府に実務家養成のためのPEDコース及び建築家養成のための建築都市スクールを設置する。
5. 高度リスクマネジメント技術者育成ユニットに加え、設置予定の統合的海洋教育・研究センターによる統合的海洋管理学を全学横断型の大学院教育コースとして設置する。

3) 学士課程及び大学院課程における卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

1. 厚生委員会、また教育人間科学部においては就職支援委員会などを中心に、進路希望及び進路状況等を把握し、進路指導、就職支援態勢の一層の充実を図る。
2. 工学府 P E D のスタジオ教育など、専攻、学科、課程等の教育目標、育成人材像をさらに明確化した教育プログラムを構築する。
3. 各種の資格試験や国家試験の合格率あるいは合格者数の推移を調査し、合格率あるいは合格者数の増加に向けた対策を講ずるとともに、その不断の見直しを行う。

4) 学士課程及び大学院課程における教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

1. 企業・自治体等及び学部卒業者・大学院修了者に対する諸調査を実施する。
2. 引き続き自己点検評価・外部評価を実施するとともに、改善方策を検討する。また、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の受審及び法科大学院認証評価書の作成に向けた準備を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

① 学士課程

1. 入試説明会、オープンキャンパス、ホームページ等各種広報活動においてアドミッション・ポリシーの周知を強化する。また A O 入試など各種選抜方法の見直しを図る。
2. 前期日程、後期日程、推薦入試、A O 入試等の役割を検証し、引き続き入学者選抜方法の改善を図る。
3. 入試説明会、オープンキャンパス、ホームページの他、各種パンフレットや入試広報 DVD 等を活用して、アドミッション・ポリシー等を周知していく。
4. 高校訪問、大学見学会、オープンキャンパス等を利用したり、本学学生及び本学教員の出身校との連携を深めたりして、高校サイドとの意思疎通を深める。
5. 新たな交流先大学と協定を結び、受け入れと派遣のバランスを取るよう配慮する。
6. 学部・大学院一貫教育の検討を行うとともに、既に設けている早期卒業・飛び級による大学院進学制度を継続する。

② 大学院課程

1. アドミッション・ポリシーの改善、入試改革等を行い、新たなコースやプログラムを設置するなどし、ホームページ掲載などでそれらの周知に努める。
2. 留学生、社会人及び外国で課程を終えた日本人を対象にした入学資格及び入学試験の時期と選抜方法について実態調査結果から、入学選抜システムの一層の弾力化を進める。
3. 社会人入学者の履修基準・単位取得については、一層の柔軟化を進める。
4. 博士課程（後期）における多様な選抜方法と入学資格の弾力化を、具体的に推進する。
5. 勤労学生や社会人のためのリフレッシュコース、長期履修学生制度、再チャレンジ支援等を継続的に実施する。

2) 教育課程、教育方法、成績評価等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

(i) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

【教養教育についての具体的方策】

語学の授業等の現状分析を行い、その改善を図るなど、教養教育の一層の改善を検討する。

1. インターンシップを中心にキャリア教育の充実を図り、併せて新しい科目の充実、さらには学生参加型、双方向的授業方法の充実などを通して、教養教育全体の充実を進めていく。
2. くさび形履修形態の維持及び推進に努める。
3. 大学教育総合センターを中心に、初習外国語の複線化の検討や、ネイティブスピーカーの活用、C A L L 及び J E N Z A B A R 等のシステムの有効活用を通して、外国語教育の充実を図る。
4. アカデミックジャパニーズに関する共同研究の成果を日本語教育カリキュラムに反映させる。
5. 留学生対象の「日本語 I 中級 A ~ F」の受講生のレベル・授業内容・科目数等の妥当性について現状分析し、必要があれば改善する。

【専門教育についての具体的方策】

1. 平成19年度から新入生にキャリアデザインファイルを配布し、自らのキャリア形成の記録として利用させる。
2. 引き続き全学教員枠による教員配置状況の点検・評価に基づいて、カリキュラムの充実を図る。
3. 地元企業・地域との連携を深めるなどインターンシップの充実を図る。
4. 社会的需要を踏まえ、工学部第二部の学生募集を停止する。

(ii) 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

1. 全学的に統一したシラバスを作成し、ホームページを通じた公開を進める。
2. 改善懇談会報告書を作成するなどして、教育・学習効果を高めるため、優れた教育方法を全学に周知する。
3. 授業評価アンケートの内容と対象の見直しと、アンケートに基づく教員による授業改善の具体的な効果の評価する。
4. 少人数教育や対話型教育の推進、プロジェクト型授業の試行的導入等を検討するとともに、情報機器などの設備の一層の充実を図る。
5. 引き続き、ベストティーチャー賞の選考を行う。

(iii) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. 全ての講義等について、シラバスに明示した成績評価基準を点検する。
2. GPA制度に基づくきめ細かな学生指導を実施するとともに、指導システムの改善を検討する。
3. 成績優秀な学生の顕彰制度を継続するとともにこの制度の学生への周知を推進する。

② 大学院課程

(i) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

1. 大学院カリキュラムの編成を体系的かつニーズに応じた状況になる努力をする。また、副専攻制の導入などの複合的な履修のしくみを検討する。
2. インターンシップの推進において、教員や大学院学生が社会の研究ニーズを共有できるようにする。
3. 学部教育のバックグラウンドや研究分野の特性に応じて、基礎的な学部専門科目の受講を奨励するなど、きめ細かな指導を推進する。

(ii) 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

1. 教育目的・目標に則し、授業形態、学習指導方法等の基準の見直しを引き続き行う。
2. 全学統一のシラバス記載内容の充実と周知・公開を推進する。
3. 教育用マルチメディアを活用した授業や双方向的授業、遠隔授業の拡大を推進する。
4. 大学院学生の学会発表・学術誌投稿などの研究指導と経済支援体制を引き続き充実するとともに、制度の公開を推進する。

(iii) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. 大学院の講義に対して成績評価の分布を調べ、教育目標達成の視点から成績評価の厳密性、多面的な評価の手法を検証する。
2. 多様な観点からの授業評価方法を開発し、それに基づく評価を実施する。
3. 学生に学位授与基準を公開し、周知する。
4. 優秀な学生に対する顕彰を一層推進し、勉学に対するインセンティブを与える。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1. 学問内容の変化や社会からの要請に応える多様な教育を実施するために、学科、専攻等の改組や全学教員枠の活用など、適切な教員配置を検討し、実施する。
2. TA, RA 制度を積極的に推進し、大学院生への教育力の付与と学部学生への教育効果の向上を図る。

2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワークの活用・整備の具体的方策

1. 新たな教育ニーズに対応した設備の整備のために、各部局において、全学的な視点から、附属図書館、情報基盤センター、各学部等の連携を強化する。
2. 講義棟、研究棟などのバリアフリー化を推進するため、優先順位を定め、順次改修する。
3. 学生へのサービス提供の拡大をもたらすネットワーク環境を整備し、学生の自習活動、授業支援、授業管理の効率的推進を図る。
4. e-Learning などネットワークを活用した教育が円滑に運用できるシステム環境の整備を推進する。
5. 図書館が整備した電子ジャーナル及び文献情報データベースなどを有効に活用するネットワーク環境等の整備を推進する。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善に繋げるための具体的方策

1. 大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価の受審や自己点検評価、授業評価等を行い、教育の質を改善する。また教育活動をはじめとする教員の個人評価の実施を促進する。
2. 各学科、課程において「教育計画」の達成度評価に基づいて提案された教育改善策を実施し、その効果を検証する。
3. 個々の教員の教育に対する自己点検・自己評価結果を基に、教育の質の改善のためのインセンティブを与える。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

大学教育総合センターのFD推進部が中心となり、学生による授業評価アンケート結果を有効に活用して全学に教育改善策が提示できるシステムの構築を検討する。

5) 学内共同教育等に関する具体的方策

教育の充実を図るため、附属図書館及び全学教育研究施設を活用する。特に、近年整備した電子ジャーナル、文献情報データベースを利活用する情報リテラシー教育の支援を充実させる。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

様々な学習形態のニーズに適切に対応できるよう各学部等での教育実施体制の改善を進める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1. オリエンテーション、キャリア教育、キャンパスボランティア等の充実により、学習支援・学習相談体制を強化させる。
法曹実務専攻(専門職学位課程)では、アカデミックアドバイsteamによる学習支援・相談体制を緊密化する。
2. オフィスアワーの活用の改善を検討するとともに、オフィスアワーの全学的導入を検討する。
3. 再チャレンジ支援プログラムなどを活用した財政的支援措置の充実等を図る。
4. 不登校・引きこもり学生へのメンタルヘルスを充実するために、保健管理センターのカウンセリング体制、部局との連携体制の強化を検討する。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

1. 保健管理センターを中心にしたメンタルケアの体制を充実させ、学部・大学院との連携体制を構築する。
2. 学生支援課、キャリアサポート室、学部・大学院、教育後援会等の協力の下に、就職支援体制と就職支援活動を一層充実する。
3. インターンシップの推進がキャリアデザインの一環であることを浸透させる。

3) 経済的支援に関する具体的方策

教育後援会と連携した海外留学の経済的支援、再チャレンジ支援プログラムの実施を図り、経済的支援を充実させる。

4) 課外活動の支援に関する具体的方策

課外活動団体の届出制と連動した課外活動の支援の充実を図る。

5) 社会人及び留学生等に対する配慮

1. 留学生のホームカミングデーの開催を通し、卒業留学生、在学する留学生、教職員の交流の場の提供と国内外卒業留学生のネットワーク作りを図る。また、大学全体のホームカミングデーも開催する。
2. 大学院では、社会人学生のニーズに応じた講義の夜間開講等、修学条件の一層の改善を図る。
3. 就学の便宜のため、みなとみらい地区、弘明寺地区のサテライト教室の有効活用、電子メールなどの手段を活用した教育指導方法をさらに工夫する。
4. 全学で連携して低廉な宿舍の確保に努め、宿舍情報の広報に努める。
5. 留学生の学習・生活支援のための附属図書館サービス充実の検討をする。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

教員個人の発想に基づき各学問分野の固有の課題に取り組むとともに、複数の教員の協力によるプロジェクト研究の推進により、先進的、実践的研究成果を生み出し、広く社会に貢献する。

2) 大学として重点的に取り組む領域

全学のセンター及び各部局で実施するプロジェクト研究の推進などにより、限られた人的資源を最大限に活用して、本学独自の成果の創出と発信を図る。

1. 本学の得意とする分野で新たな研究プロジェクトを立ち上げるとともに、学内各センターにおける研究活動を充実させる。地域実践教育研究センター、統合的海洋教育・研究センター、企業成長戦略研究センター（仮称）を立ち上げる。
2. 「安心・安全」をキーワードに、理工学・社会科学を包含する総合的な研究を推進する。
3. 教育・人間科学に関する実践的、先進的研究を行う。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 論文・著書等による研究成果の発信や印刷媒体・電子媒体を通じた研究プロジェクトの紹介等により、研究成果を社会に還元する。
2. 共同研究・受託研究の増加に努めるとともに、その成果の評価を行い、共同研究・受託研究の質的向上を目指す。
3. 産学連携推進本部知的財産部門とよこはまティーエルオー株式会社が連携して技術移転活動を活性化する。
また、共同研究推進センターでは、よこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVECと共同して、引き続きリエゾンチームによる活動などを通して、教員の研究シーズと企業ニーズのマッチングを推進する。
4. 公的機関の委員会、審議会等に積極的に参画する。
5. 市民向けの著書・刊行物の発行と同時に、公開講座、サイエンスカフェなど多様な方法により市民の理解に資する活動を展開する。
6. 研究プロジェクトの紹介や研究成果の公開を推進する。
7. 「学術情報リポジトリ」を構築する。

4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 各分野で定める評価の高い学術雑誌、国際会議での発表等により水準・成果を検証する。
2. 科学研究費補助金の申請増、獲得増や競争的研究資金の獲得などにより研究活動の活性化を図る。
3. 教育研究活動データベースを充実させる。
4. 基礎研究と同様に優れた応用研究も推進し、実用性・有用性の高い成果は権利化して、技術移転に結びつける。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. 全学教員枠による教員の配置を見直し、適切な運用を実施する。
2. 社会からの要請に応える先進的、学際的研究を柔軟な組織の中での的確に遂行する。
3. 国内外の組織との連携を一層促進し、研究者の交流を活性化させる。
4. 多様な経験を有する人材を、弾力的な雇用形態により、教職員として採用する。
5. 若手研究者育成のため、テニユア・トラックとして助教制度を積極的に活用する。また、若手教員の活動を活性化するため、研究活動のスタートアップ経費などを充実させる。
6. 助教以外にも任期制の研究教員などの職階を導入し、若手研究者の自立を促す。
7. RA制度を活用し、研究成果の向上を図る。
8. 研究成果を評価し、新たな目標の設定、組織の改編につなげる。
9. 既存のプロジェクト研究を一層推進するとともに、成果の評価に基づいた新たなプロジェクト研究の形成を図る。
10. 教員が研究に専念できるサバティカル制度を順次導入し、研究の活性化を図る。

2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 教育研究高度化経費によるプロジェクト研究支援を継続する。
2. 産学連携推進本部プロジェクト研究推進部門が、各部署のプロジェクト研究を取りまとめ、研究の活性化を図る。
3. 教育研究高度化経費の割合を前年度水準に維持し、各プロジェクト提案者からのヒアリングを踏まえ、優れた研究に予算を積極的に配分する。
4. 特許料収入を増加させ、発明者にインセンティブとして還元する。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 「横浜国立大学の設備機器の整備に関するマスタープラン」を踏まえて、重要な研究分野等については、設備機器の優先的な充実を図る。
2. 「横浜国立大学の設備機器の整備に関するマスタープラン」に添って、設備・機器等の効果的運用を図る。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

よこはまティーエルオー株式会社、NPO 法人 YUVEC と連携して、産学連携推進本部知的財産部門における活動を強化し、技術移転収入の増加を目指す。

5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. これまでに研究活動をはじめとする教員の個人評価を実施していない部局は、今年度中に評価方法を整備し、順次実施する。
2. 評価結果を組織の教育研究活性化に生かす。

6) 学内共同研究等に関する具体的方策

1. 産学連携に係る組織の機能を強化する。
2. 情報基盤センターを設置し、教育・研究の支援を充実させる。
3. 機器の維持管理向上並びに利用率向上を図るとともに、機器の更新策を検討する。
4. 博士課程（前期・後期）、ポスドクなど、様々な対象に行う起業家型人材育成教育を充実させるため、外部機関・人材との連携及び広報活動を強化する。
5. 安心・安全の科学研究教育センターにおける教育と研究を支援する。
6. 地域実践教育研究センターを立ち上げる。
7. 統合的海洋教育・研究センターを立ち上げる。
8. 企業成長戦略研究センター（仮称）を立ち上げる。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

企業成長戦略研究センター（仮称）をはじめとする既存、新設の各センターを軸として国際共同研究・産学官共同研究を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1. 学内センター等を通じた国際連携を一層発展させる。
新たに発足させた「国際みなとまち大学リーグ（PUL）」の継続的發展を図り、また交流校の増加と充実を図る。
2. 留学生の受入れ、派遣のプログラムを充実させる。
国際交流科目の卒業単位化や英語による講義の増強を図る。学生の海外派遣も強化する。
3. 国際連携拠点の設置に関して検討を進める。

1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

1. 地域社会との連携協力を強化するため、外部から見た窓口をわかりやすく示すとともに、社会のニーズを把握する組織を構築する。
「国際みなとまち大学リーグ（PUL）」の活動や「国際交流パートナー」の活用で、地域との連携を深める。
2. 社会連携推進のため、産学連携推進本部に地域連携推進室を設置する。
3. みなとみらい地区に設置したサテライト教室の有効活用を図り、社会サービスを充実する。
4. 学内外を会場として、公開講座、リカレント教育、セミナー、研修会を積極的に開催する。
5. 各種審議会、公的研究機関等の委員会・審議会等へ積極的に参加し、専門的立場からの助言等により、地域社会の行政等の施策等への貢献を図る。
6. メディアホール等の利用及び図書貸出など図書館の市民への開放を積極的に推進する。
7. 社会人のための大学フェアやオープンキャンパスにより、本学の教育研究の成果を広く伝える。
8. 海外への情報発信の推進を図る多様な機会を捉え、海外大学との研究交流活動を推進する。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

1. 共同研究・受託研究の量と質を高めるとともに、技術移転に力を注ぎ、産学連携コーディネーターを中心にリエゾン活動の一層の推進を図る。
2. 研究成果を研究集会、シンポジウム等を通じて発信し、成果の社会還元を図る。
3. リエゾンチームによる活動などを通して、教員の研究シーズと企業ニーズのマッチングを推進する。
4. 連携講座等による教育の充実を図る。
5. 公的機関の委員会・審議会に参加し、専門的見地から助言を行い、社会への発信を図る。
6. 産学連携のために研究技術データベース集を発刊し、研究者を外部に紹介するとともに、産業界等からのニーズの把握を円滑に行うためリエゾン機能を高め、本学の持つ研究資産・知的財産の活用を図る。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

教育、研究、産学連携のために、地域の大学との協力関係を一層深める。

4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

国際交流科目の多様化と内容充実を図り、その卒業要件化を検討する。

1. インターンシップなど留学生のための諸施策を一層充実させると同時に、日本人学生との融合、日本人学生の派遣も推進する。
2. 留学生も含めた大学院生の国際会議派遣を援助する。
3. 日本人学生の海外派遣の推進を図る。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. 卒業した留学生のネットワーク作りを推進する。
2. 大学院生を含めて国際シンポジウムやセミナーの参加・交流を進める。
3. 特にアジア各国との特色ある研究教育交流を推進する。
4. 英語による教育の拡充を行う。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1. 附属学校部委員会のもとで、小中連携カリキュラムの具体化、図書情報の共有、教員養成推進

プログラムの推進に向けた協力など、附属学校間や学部、研究科、教育実践総合センターとの連携システムを構築し、学校現場への還元を行う。

2. 学部、研究科と連携し、大学教員、附属学校教諭が相互にそれぞれの授業、研究に参画し、研究成果の教育現場での検証や教員養成システムの高度化に向けた取り組みを行う。
3. 学部や教育実践総合センターと連携し、教育委員会や公立学校の研修会、講座等への講師派遣をさらに活発化する。
4. 学校評議員制度の活用や県教育委員会との連携により、附属学校のあり方を検討し、附属将来プランを策定するとともに、ニーズに応じた活動を展開する（公開講座、学校施設開放、センター的機能の充実など）。

2) 学校運営の改善に関する具体的方策

1. 外部評価制度を取り入れた学校評価システムの構築を図るとともに、目標達成度を確認し、次年度の年度目標や重点課題を明確にする。
2. 小中連携・特別支援学校との連携の強化に向けた小中合同研究会を継続・推進するとともに、教育課程の研究や教科外活動の実践を行う。また、附属学校間の相互交換勤務の実現の検討を継続する。
3. 児童生徒の安全確保のため、関係各方面との連携の確認・強化、安全管理研修会の継続、安全管理体制の確認と強化を実施する。
4. 保護者及び地域住民等からゲスト講師招聘の効果と問題点を検討し、これらを有効に活用した授業実践を行う。
5. 学習支援ボランティアの積極的導入を引き続き継続する。

3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

授業公開・学校説明会・公開セミナーを充実させ附属学校の特色の周知を図るとともに、附属小中間の連絡入学の見直しを行う。

4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

1. 横浜国立大学と神奈川県・横浜市・川崎市間で専門委員会設置要綱を制定し、円滑な人事交流を図るとともに、神奈川県内の中核市との直接的な人事交流についても検討する。
2. 現職教員の研修等における研修への協力、研修の場の提供を継続・推進する。
3. 附属学校教員が大学院で資質の向上を実現できる環境の整備に向け、附属学校、研究科の双方についての検討を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

学長を補佐するため、理事、学長補佐、理事補佐に業務を分担させるとともに、役員・学長補佐・理事補佐・事務局長等からなる会議の活用を図り、全学的な企画立案、その他重要事項の調整を支援し、全学のコンセンサスの形成と役員会の意思決定の迅速化を図り、学長がリーダーシップを十分に発揮できる体制を整備する。

2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

役員・部局長合同会議をさらに有効活用し、部局間あるいは役員会との双方の情報流通を円滑にして、全学的視点による効果的な運営を行う。

3) 学部長等を中心とした機動的な学部等運営に関する具体的方策

1. 部局長の責任と権限の下、機動的・効果的な意思決定を行うため、各部局の実状に応じ、部局長補佐等の配置などにより、部局の企画・立案・調整を機動的戦略的に行う。
2. 各部局の状況に応じ、教授会の審議事項の精選、代議員制等などの活用により、引き続き機動的な教授会等運営を行う。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

引き続き、事務職員を各種委員会の正式メンバーとして参加させるなど、教員と事務職員が一体と

なって大学運営を効果的・効率的に進められるよう、さらなる工夫・改善等を図る。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

1. 産学連携推進本部の活動体制及び機能・役割等を見直し、情報収集、情報提供及び知的財産の活用等による外部資金獲得増等を図る。
2. 教育研究費から学内の競争的資金を確保し、各プロジェクト提案者からのヒアリングを踏まえ選定、配分する。また若手教員の活動を活性化するため、研究活動のスタートアップ経費を含む教育研究経費を確保する。

引き続き、新たな教育研究組織の設置に対応するために、人的資源の有効的な運用として全学的視点からの全学教員枠を適切に運用する。

全学共通利用スペースの配分ルールの見直しを図る。

6) 学外の有識者・専門家の積極的任用に関する具体的方策

業務内容に応じ適切な学外の有識者、専門家を効果的に活用する。

7) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

効率的な監査を行えるよう監査事項に応じて、専門知識がある職員を任命するとともに、業務監査体制の一層の充実を図り、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に対応した監査体制を検討・整備する。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

国立大学法人間にある種々の連絡会等を活用しながら情報交換を行う。また、積極的に連合組織等に参画して、連携・協力体制を進めていく。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

組織評価等により、各部局の十分な連携・協力の下、概算要求検討会等で検討を進め、大学として真に重要な事項を精選して、教育研究組織の整備に努める。

2) 教育研究組織の見直しの方向性

1. 大学の特色やこれまでの実績を基に、国内外のニーズや社会的ニーズを踏まえて、既存組織を見直しつつ、重要性、緊急性等を踏まえて、可能なものから教育研究組織の整備を図る。
2. 自己点検評価や外部専門家の意見等を踏まえて、社会的・学術的需要と各部局の教育目標及び研究分野に適切に対応した教育研究組織の見直しを進める。
3. 21世紀COEプログラムを充実・発展させた産業界も含めた社会のあらゆる分野で国際的に活躍できる若手研究者の育成機能の強化と国際的に卓越した教育研究拠点の形成を図るため、グローバルCOEプログラムに申請する。

産学連携分野については、産学連携推進本部が、新たな研究プロジェクトの立ち上げや発展・組織化の支援を推進する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

各部局における各教員に対する業績評価を適切に昇給、勤勉手当に反映させ、より一層昇給、勤勉手当をインセンティブとして活用する。

事務系職員の勤務評定にあっては、段階的試行を行い、本格導入に向けた課題の整理等を行う。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 定年に達した優れた教員を本学の教育研究業務等に従事させるための制度を適切に運用する。
2. 「全学教員枠」や特任教員にテニユア・トラックと位置付けた助教を導入した「有期雇用教職員」制度の一層の活用を図る。また、助教に年俸制を導入する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

部局の実情に応じ、引き続き公募制を積極的に活用するとともに、テニユア・トラックと位置付け

た助教制度を活用するほか、任期制がより活用できるよう大学教員の雇用体系の見直しを検討し、教員の流動性の向上を図る。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

部局の特性に応じて多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者の採用を促進する。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため、学内の研修を充実させるとともに、学外の研修に積極的に参加させる。また、職員の一般的事務処理能力向上の観点から、幅広い知識の涵養に努める。
2. 職員のキャリア形成や、組織等の活性化を図るために、引き続き大学等との人事交流を行う。
3. 高度な専門的能力が要求される職種については、民間等からの採用を実施する。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

人件費削減計画に基づき、引き続き、概ね1%の計画的な削減を図るとともに、学内定員と人件費総枠の併用による人件費管理の中で、教職員の適性に配慮した効率的な配置を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

1. 事務の合理化・効率化の観点から、事務組織の見直しを行う。
2. 昨年度策定した「横浜国立大学事務職員能力向上4ヵ年計画」及び学外の研修制度を活用し、積極的に専門的職員の養成に努める。
課長（事務長）補佐を副課長（事務長）として職務の役割を明確化するとともに、チーム制を導入し、事務組織の弾力的運用に努める。
3. 業務内容の見直しを行い、チーム制の導入を含め、業務の平準化及び事務の効率化を図る。また、昼休みの窓口業務の体制を見直し、サービスの向上を図る。
4. 新たな課題や複雑化、多様化するニーズに的確に対応するために、事務職員を機動的に配置できるよう計画的に一定枠を確保し、人的資源配置の精査を行い適正配置に努める。

2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

複数大学との共同処理業務について検討し、可能なものから実施する。

3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

組織の現状を踏まえ、業務の選別及び導入の可能性等について検討し可能な業務をアウトソーシングするなど継続的に見直しに努める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加に関する具体的方策

1. 各部局において共同研究プロジェクトの推進・活性化を図るとともに、各省庁等の提案公募型資金の獲得や民間等の各種技術課題に関する受託研究の情報を、産学連携推進本部から早期に提供し、申請を奨励する。
また、科学研究費補助金公募への申請を積極的に推進する。
2. 産学連携推進本部では、よこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVECと連携し、リエゾンチームによる活動などを通じて、各種助成金、各種競争的資金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等を積極的に提供し、それら公募案件に対する申請を促す。
3. 産学連携推進本部で、引き続きリエゾンチームによる研究室訪問を実施し、研究ポテンシャルの調査を実施する。
4. ソフトウェアを含めた知的財産の技術移転について推進する。
5. 産学連携推進本部は、神奈川県や横浜市との連携、及びリエゾンチームによる研究室訪問を実施し、受託研究・共同研究の増加に努めるとともに、間接経費の有効利用について再検討を行い、大学全体で活用できる予算の確保を推進する。
6. 有料で実施している戦略的な公開講座等の内容のさらなる充実に努め、学外向け講座、セミナー

一、イベント等の情報の効率的・効果的な広報活動に努める。

2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

引き続き貸出可能な施設及び料金体系等をホームページ等にて広くユーザーに広報し、自己収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

1. 業務の合理化等の観点から、管理的経費の削減に努める。
電子化に向けた具体的な方策を検討し、効率化・合理化等をさらに推進する。
2. 建物、設備等の修繕に関する経費の配分方式を見直し、全学的、計画的な修繕が行える体制の構築を図るとともに、引き続き全学的な省エネルギーを図る。
また、設備等の保守管理業務を集約化及び複数年契約化し経費の節減を図る。
3. アウトソーシングの導入が効果的なものについて検討するとともに、費用対効果の観点から経費削減案を検討し、実施を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1. 資金管理・運用担当の補佐を整備し、資金運用に係る規則の改正や具体的運用のための運用方針制定を行い、運用を行う。
2. 外部に貸付可能な資産の貸付に関わる業務を引き続き外部委託し、経費の節減を図り、資産の効率的・効果的運用を図る。
3. 引き続き既存の施設の運用・活用を図るため、施設の点検調査を実施し、施設の弾力的・効率的利用を図る。
4. 剰余金が発生した場合には、経営努力認定を受け、計画的な教育研究環境の整備・充実に充てる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

大学情報データベースの構築に向けて、引き続き、自己点検・評価の基礎的資料、データの収集・蓄積を実施する。

2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

大学機関別認証評価受審、中期目標期間の暫定的な評価などに向けて自己点検・評価を実施し、評価結果に基づき課題や改善点を整理し、対応に努める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

1. 広報・渉外室の設置により、広報体制を強化し、広報の渉外関係の分野の充実を図り、バランスのとれた学内外向け広報活動を実現していく。
広報誌などを広告媒体として活用し、地域の民間企業等の広告を掲載することで経費の節減を図るとともに、地域活動の活性化へ貢献していく。
ウェブサイト上で、ニーズのある行事等の動画を配信していき、充実度を高める。
ウェブサイトの情報内容を日々更新し、引き続き、新鮮度を高めていく。
2. 教員の教育研究活動に関する教育研究活動データベースの有効性を維持するため、入力に迷う事項や意見のあった事項について適宜修正を行うとともに、教員への周知を徹底し、プロフィールや研究内容等をホームページで公表する。
「学術情報リポジトリ」など、他のデータベースとの連携について検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設等の整備に関する具体的方策

1. 横浜国立大学大規模施設整備基本計画及び第2次国立大学等施設緊急整備5ケ年計画等に基づき策定された施設整備5ケ年整備構想の見直しを図る。
2. 引き続き老朽施設で耐震構造の劣る施設の改修を実施する。また、教育研究支援施設、外国人研究者・留学生の受入支援施設、学生支援・交流等のスペースの確保等、教育研究と一体的な施設等について重点的な改修・改善整備に努める。また、新たな整備手法による整備の検討を進める。

2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

1. 引き続き施設の利用状況について計画的に調査を行い、施設の有効活用に努める。
2. 大型改修により校舎等の整備を行う場合は、当該整備面積の20%を全学共通利用スペースとして確保する。
また、全学共通利用スペースは、利用形態に応じ、使用者の経費負担を実施する。
3. 施設のリニューアル計画の見直しにより計画的修繕を行うための施設修繕基盤経費を創設し、全学的な施設の機能保全の推進とインフラ整備により、良好な教育研究環境の確保に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 引き続き、全学の安全衛生委員会及び部局の安全衛生委員会が協力し、安全管理体制の円滑な運用を図る。
危機管理体制の見直しを図る。
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置の検討を行う。
2. 放射線関連施設の管理体制及び利用者の安全管理体制を推進する。
3. 引き続き構内のセキュリティ対策について点検調査を行い、必要な設備等の整備を図る。
4. 引き続き大学エコキャンパス構築指針及び同行動計画に基づき、環境保全に努める。また、廃棄物のリサイクルの推進、エネルギー管理標準に基づいた省エネ・省コスト対策を図る。
全学的に整備した薬品管理システムを運用し、PRTR法指定物質等実験廃棄物の適切な処理に努める。

2) 学生・教職員の安全確保等に関する具体的方策

教職員、学生に対して、「安全の手引き」の配付等の徹底などにより、引き続き安全衛生の意識向上を図る。
昨年度一本化し、体制の強化充実を図った全学的な防災・防火体制の充実を努める。

3) 学生・教職員の安全衛生管理に関する具体的方策

1. 健康診断の受診率を維持するとともに、蓄積した診断結果を活用して教職員の健康管理を支援する新たな方策を検討する。
2. 改正労働安全衛生法(18.4)に対応した必要な措置を引き続き検討し、可能なものから順次実施する。
3. 半自動除細動器の増設に努め、同機器の操作について、定期的に年2回の講習会を実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

23億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延及び予見しがたい事故等のために緊急に必要な対策費として借入を行うことも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 財産の譲渡に関する計画
常盤台地区の土地の一部（横浜市保土ヶ谷区常盤台156番地先ほか、3,892.55㎡）を譲渡する。
- 2 担保に供する計画の予定はない。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の整備、充実に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
小規模改修 耐震対策事業	47 2,113	財務・経営センター施設費交付金(47) 施設整備費補助金(2,113)

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

各部局における各教員に対する業績評価を適切に昇給、勤勉手当に反映させ、より一層昇給、勤勉手当をインセンティブとして活用する。

事務系職員の勤務評定にあつては、段階的試行を行い、本格導入に向けた課題の整理等を行う。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

定年に達した優れた教員を本学の教育研究業務等に従事させるための制度を適切に運用する。

「全学教員枠」や特任教員にテニューア・トラックと位置付けた助教を導入した「有期雇用教職員」制度の一層の活用を図る。また、助教に年俸制を導入する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

部局の実情に応じ、引き続き公募制を積極的に活用するとともに、テニューア・トラックと位置付けた助教制度を活用するほか、任期制がより活用できるよう大学教員の雇用体系の見直しを検討し、教員の流動性の向上を図る。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

部局の特性に応じて多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者の採用を促進する。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため、学内の研修を充実させるとともに、学外の研修に積極的に参加させる。また、職員の一般的事務処理能力向上の観点から、幅広い知識の涵養に努める。
2. 職員のキャリア形成や、組織等の活性化を図るために、引き続き大学等との人事交流を行う。
3. 高度な専門的能力が要求される職種については、民間等からの採用を実施する。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

人件費削減計画に基づき、引き続き、概ね1%の計画的な削減を図るとともに、学内定員と人件費総枠の併用による人件費管理の中で、教職員の適性に配慮した効率的な配置を行う。

総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 999人

また、任期付職員数の見込みを14人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 10,951百万円(退職手当は除く)
(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額9,103百万円)

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8, 6 6 4
施設整備費補助金	2, 1 1 3
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	3 4
国立大学財務・経営センター施設費交付金	4 7
自己収入	6, 2 5 1
授業料及入学金検定料収入	6, 1 3 5
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1 1 6
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1, 2 3 2
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	3 7 5
計	1 8, 7 1 6
支出	
業務費	1 1, 6 1 8
教育研究経費	1 1, 6 1 8
診療経費	0
一般管理費	3, 6 7 2
施設整備費	2, 1 6 0
船舶建造費	0
補助金等	3 4
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1, 2 3 2
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	1 8, 7 1 6

[人件費の見積り]

期間中総額 10, 951百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額9, 103百万円)

注: 「運営費交付金」のうち平成19年度当初予算額8, 611百万円,

前年度よりの繰越額のうち使用見込額53百万円

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,982
經常費用	16,982
業務費	15,924
教育研究経費	3,161
診療経費	0
受託研究費等	826
役員人件費	88
教員人件費	8,962
職員人件費	2,887
一般管理費	655
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	403
臨時損失	0
収入の部	16,607
經常収益	16,607
運営費交付金	8,620
授業料収益	5,130
入学金収益	824
検定料収益	235
附属病院収益	0
受託研究等収益	826
補助金等収益	23
寄附金収益	377
財務収益	8
雑益	161
資産見返運営費交付金等戻入	116
資産見返補助金等戻入	134
資産見返寄附金戻入	16
資産見返物品受贈額戻入	137
臨時利益	0
純損失	(375)
目的積立金取崩益	375
総利益	0

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,453
業務活動による支出	16,248
投資活動による支出	2,468
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,737
資金収入	21,453
業務活動による収入	16,128
運営費交付金による収入	8,611
授業料及入学金検定料による収入	6,135
附属病院収入	0
受託研究等収入	826
補助金等収入	34
寄附金収入	406
その他の収入	116
投資活動による収入	2,160
施設費による収入	2,160
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,165

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

教育人間科学部	学校教育課程	920人 (うち教員養成に係る分野	920人)
	地球環境課程	200人	
	マルチメディア文化課程	360人	
	国際共生社会課程	360人	
経済学部	経済システム学科	474人	
	国際経済学科	476人	
経営学部	経営学科		
	昼間主コース	300人	
	夜間主コース	128人	
	会計・情報学科		
	昼間主コース	280人	
	経営システム科学科		
	昼間主コース	260人	
工学部	国際経営学科		
	昼間主コース	260人	
	(第一部)		
	生産工学科	560人	
	物質工学科	640人	
	建設学科	520人	
	電子情報工学科	580人	
	知能物理工学科	360人	
	(第二部)		
	生産工学科	60人	
物質工学科	60人		
教育学研究科	学校教育臨床専攻	18人 (うち修士課程	18人)
	学校教育専攻	32人 (うち修士課程	32人)
	障害児教育専攻	16人 (うち修士課程	16人)
	言語文化系教育専攻	40人 (うち修士課程	40人)
	社会系教育専攻	30人 (うち修士課程	30人)
	自然系教育専攻	50人 (うち修士課程	50人)
	生活システム系教育専攻	28人 (うち修士課程	28人)
	健康・スポーツ系教育専攻	16人 (うち修士課程	16人)
	芸術系教育専攻	30人 (うち修士課程	30人)
国際社会科学研究科	経済学専攻	38人 (うち博士課程 (前期)	38人)
	国際経済学専攻	34人 (うち博士課程 (前期)	34人)
	経営学専攻	60人 (うち博士課程 (前期)	60人)
	会計・経営システム専攻	36人 (うち博士課程 (前期)	36人)
	国際関係法専攻	48人 (うち博士課程 (前期)	48人)
	国際開発専攻	23人 (うち博士課程 (後期)	23人)
	グローバル経済専攻	27人 (うち博士課程 (後期)	27人)
	企業システム専攻	34人 (うち博士課程 (後期)	34人)
	国際経済法学専攻	21人 (うち博士課程 (後期)	21人)
	法曹実務専攻	150人 (うち専門職学位課程	150人)

工学府	機能発現工学専攻	207人		
			うち博士課程（前期）	159人
			博士課程（後期）	48人
	システム統合工学専攻	217人		
		うち博士課程（前期）	166人	
		博士課程（後期）	51人	
	社会空間システム学専攻	135人		
		うち博士課程（前期）	103人	
		博士課程（後期）	32人	
	物理情報工学専攻	244人		
		うち博士課程（前期）	188人	
		博士課程（後期）	56人	
環境情報学府	環境生命学専攻	113人		
			うち博士課程（前期）	68人
			博士課程（後期）	45人
	環境システム学専攻	128人		
			うち博士課程（前期）	80人
			博士課程（後期）	48人
	情報メディア環境学専攻	115人		
			うち博士課程（前期）	70人
		博士課程（後期）	45人	
	環境マネジメント専攻	44人		
		うち博士課程（前期）	31人	
		博士課程（後期）	13人	
	環境イノベーションマネジメント専攻	20人		
		うち博士課程（前期）	10人	
		博士課程（後期）	10人	
	環境リスクマネジメント専攻	46人		
		うち博士課程（前期）	28人	
		博士課程（後期）	18人	
特別支援教育専攻科	60人			
附属鎌倉小学校	720人	学級数	18	
附属横浜小学校	765人	学級数	18	
附属鎌倉中学校	525人	学級数	12	
附属横浜中学校	405人	学級数	9	
附属特別支援学校小学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校中学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校高等部	24人	学級数	3	